

1. 昨年度の取組

① 第8次豊田市総合計画 後期実践計画へ位置づけ

- 令和4年度から令和7年度までの4カ年に取り組む具体的な施策・事業として「中央公園第二期整備事業」を位置づけ



② 都市計画決定、農振農用地区域の除外（計画区域全体）

- 都市計画決定：令和2年12月25日「豊田都市計画公園 5・5・3号中央公園」
- 農振農用地区域から除外：令和3年3月4日「豊田農業振興地域整備計画」を変更

2. 整備について

<取組方針>

◆ 流域治水を見据えた段階的整備による事業効果の早期発現

◆ スポーツツーリズムの戦略的展開と連携

◆ 民間活力の積極導入

先行整備区域

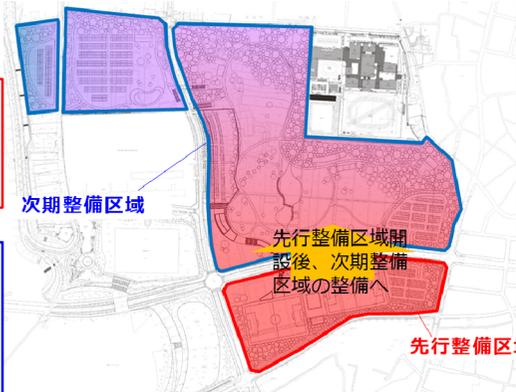
令和3～8年度（目標）

豊田スタジアムを核としたスポーツ戦略の展開と流域治水と連携した湛水機能の着実な確保を図る。

次期整備区域

先行整備区域開設後

矢作川流域治水プロジェクトの展開動向、先行整備区域の事業効果、民間活力の導入検討等を踏まえ、先行整備区域に引き続き段階的かつ長期的に整備を進める。



◆ 流域治水プロジェクトの展開

- 近年、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害が激甚化、頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比の全国平均・国土交通省試算）
- 降雨量の増大に対応し、ハード整備に加え、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組がスタート
- **流域治水関連法案が令和3年4月28日に成立**



中央公園第二期整備予定地 浸水状況
(平成11年6月30日)

流域治水プロジェクトは昨今動き出し始めたプロジェクトであり、**国の交付金制度等の展開動向を見据えながら段階的に公園整備を推進**

◆ モデル事業の推進

中央公園第二期整備

- 周辺地区に比べ地盤が低く、平成11年6月30日の豪雨及び東海豪雨でも浸水した湛水区域であるため、**湛水機能を保全した公園整備**を行う。
- 「湛水区域保全事業」と「公園事業」が連携。

◆ スポーツツーリズムの戦略的展開と連携

先行整備区域の整備

- 豊田スタジアムを核とする**スポーツ戦略・スポーツツーリズム**を加速
- 大規模スポーツイベント等の誘致・開催**

スポーツイベント等による
更なる来訪者の獲得

「スポーツで稼ぐ」
「大会等を開催するなら豊田
(ブランド化)」の実現

☆ 飲食、宿泊、観光などの消費活動増加
☆ 豊田の魅力を知った再来訪者の増加

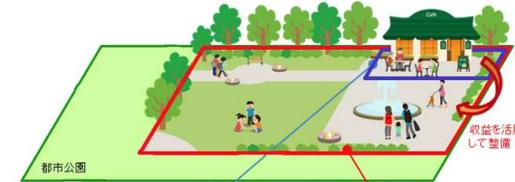
◆ 民間活力の積極導入

P-PFI等の民間活力の導入を検討

- 市内事業者を含む民間の優良な**投資を誘導**
- 公園の質の向上**
- 公園利用者の利便の向上**

<令和3年度>

- ・ 民間事業者等の事業参入への意向把握のための対話調査
- ・ 公園整備に賛同される方から資金面での支援・協力を得る仕組みづくり等を検討



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

| | | | |
|-----|------|-------------------------|------|
| 従前 | 民間資金 | 広場、園路等の公共部分 (特定公園施設) | 公的資金 |
| 新制度 | 民間資金 | 収益を充てる | 公的資金 |

3. 当面のスケジュール（イメージ）

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年～ (先行整備区域) | 令和8年～ (次期整備区域) |
|---------------------|----------------|-------------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 事業実施準備 | 都市計画決定 農振除外 | | 流域治水プロジェクトの展開動向 スポーツツーリズムの戦略的展開 | R8 先行整備区域 開設 |
| 民間活力導入検討 ※先行整備区域 | | サウンディング ▶ 公募 ▶ 民間施設設計 ▶ 施設整備(民間事業者) | | |
| 歳入確保策等検討 | | 検討 | 実施 | |
| 設計 ※先行整備区域 | | 詳細設計 | | |
| 用地取得 ※先行整備区域 | 用地測量 | 用地取得 | | |
| 工事 ※先行整備区域 | | | 基盤整備 | |
| | | | 先行整備区域開設後、次期整備区域の整備へ | |

■ 用地取得の詳細

● **事業認可取得**
令和3年7月27日
(先行整備区域)

● **事業認可説明会
用地買収説明会**

- ① 事業内容の説明
- ② 用地確定
- ③ 建物等の物件調査
- ④ 土地買収価格及び補償金額の算定
- ⑤ 交渉と契約
- ⑥ 建物等の移転・撤去
- ⑦ 所有権移転登記及び支払い

※②用地確定は別途、実施済み

※このスケジュール、内容等は、今後の関係機関との協議・調整によっては**変更となる場合があります**。